

令和5年2月10日

阿賀野市議会議長 市 川 英 敏 様

産業建設常任委員会委員長 山 口 功 位

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、令和4年第8回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 (1) 五頭山麓うらの森情報発信館の現状と今後の見通しについて
(2) うらの森農園の現状と今後の見通しについて

- 2 調査期日 令和5年1月20日(金) 午前9時30分

- 3 調査経過

令和5年1月20日、田村産業建設部長、田邊農林課長、大橋商工観光課長並びに担当職員の出席を求めて本委員会を開催し、調査事項について担当課から説明を受け、質疑、意見集約を行いました。

- 4 調査結果

- (1) 五頭山麓うらの森情報発信館について

現 状

うらの森情報発信館は、平成15年3月31日に「食と緑の交流拠点施設」として、体験学習館、ゆうきふれあい直売所とあわせ一体的に整備されました。情報発信館では、観光案内・温泉旅館宿泊情報の発信とともに、阿賀野市の特産品等の物販や食事処・結桜での食事の提供をしており、阿賀野市の魅力を伝える拠点施設となっています。なお、情報発信業務は、五頭温泉郷旅館組合に委託し、市と旅館組合が連携してこれに取り組んでいます。

来館者数は、長引くコロナ禍の中でも年間6万人前後で推移しており、五頭温

泉郷への訪問観光者やリピーターを含め一定のサポーターがいることが推察されます。

また、しばらくの間、イベント等の開催が難しい状況が続きましたが、令和4年9月に「うららの森」で「あがのウォーク&イート」が3年ぶりに開催され、約150人の参加がありました。行動制限の解除につれ、徐々に人流が戻りつつあることがうかがえます。

・過去3か年の来館者数等

年 度	来館者数(人)	問合せ件数(件)	物販売上額(円)
令和元年度	59,076	窓口 11,330 電話 15,500	14,609,948
令和2年度	58,127	窓口 10,850 電話 15,760	14,202,179
令和3年度	64,690	窓口 11,890 電話 16,410	16,410,868

今後の取り組み

うららの森情報発信館では、コロナ禍から日常生活に戻りつつあることから、引き続き、市と五頭温泉郷旅館組合が連携し、観光情報や市の魅力を発信するとともに、うららの森全体を活用したイベント等の実施を通じ、観光客等の誘致を図っていくとのことです。

委員会意見

次のとおり意見集約されました。

- 「道の駅あがの」と連携し阿賀野市全体の情報発信拠点として、その機能を発揮できるような体制整備が求められる。加えて、五頭温泉郷旅館組合等との連携深化、定期的なイベントの開催等を通じ、地域の魅力発信と来訪者の増加につながる事業展開を願いたい。
- 特に、未整備の広場、ブルーベリー園の改善と五頭山麓うららの森情報発信館の販売リテールの見直しを早急に取り組まれない。
- 建設から20年が経過していることから、来館者ニーズに基づいた施設・備品等の整備更新、施設空間・スペースの有効活用についての見直し等が必要と思われる。体験学習館、ゆうきふれあい直売所含め、関連する条例の整理、見直

しを行いつつ、うららの森農園ハウスを含めた、当エリアの事業展開プランの検討、策定を行うとともに、順次、将来に向けた整備に取り組まれない。

(2) うららの森農園の現状と今後の取り組みについて

現 状

うららの森農園ハウスでは、土を使わない循環養液栽培方法で1年を通じ、中玉トマト「フルティカ」を栽培し、一部の畝では高糖度（糖度7～8）トマト生産のため、養液濃度を高めての栽培を行っています。

収穫は、火曜日、木曜日、土曜日に行い、主な販売先は市場出荷が65%、ゆきふれあい即売所、旅館等、合わせて35%が市内向け販売となっていますが、今年度は新たに「道の駅あがの」へ規格外品を加工用として納入が開始されました。

また、ハウスの一部区画を利用し、収量の増加と品質向上を図るため、通常栽培の他に「栽培方法の試験・検討」を実施しています。令和3年度には、収穫量の増加をめざし「定植苗の本数増加試験」を実施しましたが、前年度より1玉当たりの重量が1グラム軽い25グラムとなりました。これは、全体の葉数が増加したものの、葉1枚に当たる日射量が減少したことによる影響と考えられ、今年度は定植苗の本数を減らし、昨年との比較栽培をしているとのことです。

なお、令和4年度12月末時点での販売量は6.8トンで、前年同時期と比べ約1トン増加となっています。

・過去3か年の成績

年度	販売量(トン)	販売金額(千円)	種苗費・光熱費等(千円)	人件費(千円)
令和元年度	7.4	5,243	2,630	3,425
令和2年度	7.0	4,491	2,972	3,600
令和3年度	6.6	4,290	3,325	3,723

今後の取り組み

村杉・大日地区をモデルに集落機能維持発展計画（ビレッジプラン）の取り組みや、次年度予定している過疎対策に関する事業などとの連携を図りながら、新規就農や園芸導入希望者を会計年度任用職員として雇用し、その研修の場とすること、合わせて規格外品の加工用販売を含め、引き続き農家に向けて売れるトマトの情報発信に努めたいとのことです。

なお、新規就農や園芸導入希望者がいない場合は、農業法人や園芸拡大希望

者などへの貸しハウスの検討なども必要と考えているとのこと。

委員会意見

次のとおり意見集約されました。

○収支は、厳しい状況にある。教育実習・研究施設、あるいはハウスの貸出し事業など、収益確保策を含めた事業の見直しが必要である。

○地域の人口の確保、生産基盤の強化、後継者確保という観点から当ハウスの位置付け、活用性を再検討願いたい。特に、他市町村でも実施している就農希望者のスタート時の一定の収入確保を支援する、会計年度任用職員採用、あるいはJA等と連携した臨時職員採用など、その仕組みづくりを検討されたい。

○先進地視察研修 1

- 1 研修期日 令和5年2月9日（木）
- 2 研修場所 東京都千代田区 全国農業協同組合連合会
- 3 研修事項 飼料・肥料原料情勢と国内対策について
米を取巻く情勢と今後の国内生産構造の方向について
- 4 研修結果

（1）飼料原料情勢と国内対策について

飼料の内、いわゆる配合飼料の主原料であるトウモロコシ、大豆は、米国、ブラジルなどからの輸入であり、配合飼料価格は、シカゴ穀物定期相場、海上運賃、為替の影響を大きく受けるため、産地の作柄、燃料価格・輸送船舶需要、為替の動向により変化します。現在は、ロシアのウクライナ侵攻の影響と日米金利差による円安基調を背景に、原料価格は高止まりとなっており、全国全畜種平均の配合飼料価格は、3年前でトン当たり約6万円前後だったものが、約9万円前後になっています。

なお、急激な配合飼料価格の高騰に対処するために、「配合飼料安定基金」制度が創設されていますが、これは生産者（600円/契約トン）、経済連（300円/契約トン）、全農（900円/契約トン）の積立金を財源として、過去1年の輸入原料平均価格と比較し、当該四半期の輸入原料価格が高いとその差額が補てんされるもので、通常基金、あるいは通常補てんと呼ばれています。これとは別に、更に原料価格が高騰した場合に、国と全農、飼料メーカーで対応する異常基金制度があり、生産者負担軽減策として二重のセーフティネットが構築されています。

が、原料価格の高騰が継続すると補てん額が減少してしまうため、制度の見直し、運用について検討されています。

また、このような制度が牧草などには無く、価格高騰の影響がダイレクトに生じている状況であり、未利用資源の活用を含め、飼料の自給率向上が今まで以上に喫緊の課題となっています。

米については、飼料米として耕種農家と畜産農家との直接やりとりが多い中、飼料原料としての利用率向上を図るためには、集荷・保管・流通・品質成分確認などの供給側の体制整備、コスト削減が必要とのことでした。

(2) 肥料原料情勢と国内対策について

化学肥料は、化石燃料由来原料、鉱物資源由来原料に大別され、窒素、りん酸、加里のうち2成分以上を含む複合肥料として流通しています。この内、ひとつの粒の中に窒素、りん酸、加里等の肥料成分が入ったものを化成肥料、窒素、りん酸、加里等の成分を含む肥料を単に混ぜ合わせたものを配合肥料としています。主な化学肥料原料である「尿素」、「リン安（りん酸アンモニウム）」、「塩化加里（塩化カリウム）」は、ほぼ全量が輸入され、資源により生産国が偏在しており、尿素はマレーシア及び中国、リン安は中国、塩化カリはカナダが主な輸入相手国となっています。

また、主原料の国際価格は、飼料原料情勢と同様な影響を受けるとともに、アンモニア価格の高騰の他、穀物・食糧価格の値上がりを背景とした肥料需要が旺盛なこと、主要肥料生産国であるロシア、ベラルーシに対する経済制裁の影響もあり世界的に原料需給がひっ迫していることから、高い状況が継続しています。特に、中国からの割合が9割と非常に高い主原料であるリン安は、内需優先により輸出数量が制限され、日本国内の肥料製造に大きな影響を受けています。このため肥料原料安定調達に向けて、リン安はモロッコからの緊急調達と継続、尿素はマレーシアからの調達拡大、塩化カリはカナダ、ヨルダンからの調達拡大を図り、合わせて調達国先の多様化のため、資源調査と輸送の安定化に取り組んでいるとのことです。

国でも、現在「肥料原料備蓄対策事業」を立ち上げるべく、輸入者、肥料メーカーから意見を聴取しており、近々その事業内容が示されるとのことでしたが、生産者支援機能がある配合飼料安定基金制度とは違い、既に新聞報道であったように、肥料原料備蓄に関する保管や倉庫整備に対する支援となります。

一方、国内の土壌の肥沃度（地力）低下による影響が頻出してきていること

や、みどりの食料システム戦略への対応などから、窒素、尿素、資源としての畜産由来たい肥、リン資源としての豚・鶏由来たい肥、下水汚泥など、国内肥料資源の利用が求められてもいます。

既に全農では、これらの研究開発、製造、普及に参画し、たい肥入り肥料（ＢＢ肥料）の製造、流通を展開されていました。

（３）米を取巻く情勢と今後の国内生産構造の方向について

農林水産省の発表では、全国の４年産主食用米の作付面積は 125.1 万 ha（前年比-5.2 万 ha）、10a 当たり収量は 538 kg、作況指数 100（新潟 99）となっていますが、生産現場からは「作況指数よりも収穫量は少ない」という声が多いとのことでした。また、主食用うるち米の契約・販売状況は、需給改善を受け多くの卸が事前契約によって早期に契約を積み上げる動きから、137 万トン（前年比 107%）となり、価格の動向も 1 月上旬の 4 年産市中価格は前年同月から +2,100 円～2,700 円/60 kg で推移しています。

また、今後の需給見通しは、４年産米の作付転換が大きく図られた結果、５年 6 月末民間在庫量は 191～197 万トンと、前年の 218 万トンを大きく下回ることが見込まれ、一層の需給改善が進むものと予想しています。このため全農では、販売先との結び付けが完了している 2・3 年産持越し古米を国の周年事業を活用しながら計画的な実販売を進めるとともに、４年産米の適正水準での価格設定、先渡契約による長期計画的販売の取り組み、販売計画全量の早期結び付けを行い、合わせて「おコメを食べて笑おう」をコンセプトに「ぐるなび」、「三菱地所」、「日本航空」、「ＪＴＢ」など、多種多様な企業などと連携し、消費促進活動を展開されるそうです。

一方、米の輸出については、実需者も取扱い量も増加しているものの、香港、シンガポールが主であり、限定的でもあり、採算ベースとは言えないのが実情であることから、それらのリスク分散を織り込みながら、国産農畜産物およびその加工品を含め、引続き（株）ＪＡ全農インターナショナルを窓口として、一元的に対処されるということです。

いずれにしても、農林水産省食糧部会の需給見通しにおいて、令和 6 年 6 月末民間在庫量を 180～186 万トンとされている中、需給バランスを緩和から均衡基調とするために、全中とともに「需要に応じた計画生産の継続」、「水田活用米穀の作付け提案」に取り組まれるとしています。

以上、農業生産に係る飼料、肥料、米に関して、直近の情勢と国内対策につい

ての研修を通じ、稲作主体の経営体が多い当地域の立地条件、土地条件を考慮し、これに応じた非主食用米の生産や新たな園芸作物・飼料用作物の生産、稲ワラ収集・たい肥交換など耕種農家と畜産農家の連携強化および有機農業の推進などについて、これら方向性を確認しつつ、必要な措置と支援を検討、実施展開していくことが必要と思われました。

○先進地視察研修 2

- 1 研修期日 令和5年2月10日（金）
- 2 研修場所 埼玉県児玉郡美里町 美里町役場
- 3 研修事項 営農型太陽発電について
- 4 研修結果

美里町は、東京都心より80km、埼玉県の北西部に位置し、自然豊かな田園風景の広がる町で、面積33.41km²のうち田畑は4割程度となっています。

気候は温暖で、米麦、野菜、果樹など、多様な農作物の栽培が可能な地域ですが、少子高齢化に伴い遊休農地が増えたとのこと。養蚕農家が減って利用されなくなった桑畑を平成11年に町を挙げて「果樹園100町歩計画」として観光ブルーベリー園などに転換しましたが、手入れできない場所が増え、平成26年頃から農地に太陽光発電のパネルを設置する農家が増え始めました。設置は、発電事業者と農地の所有者間の契約によるもので、町は農地法に関係する手続き以外、特別な支援は未実施とのこと。

現地視察では、大人が立って楽に作業できる高さにパネルが設置され、パネルの下にはサカキとシキミが栽培されていましたが、降雪地帯ではないので、支柱など構造そのものが簡素でした。新潟県の自然条件では、美里町の場合と同様にはいかないと思われます。設備及び農地の管理者の説明では、サカキ等は日照不足で生育に影響が出ない植物で、パネル設置により日差し風よけ、霜よけになるという利点があり、狭山茶の生産地である日高市も視察に訪れた際には、茶の栽培もできるとの声があったそうです。

営農型太陽光発電は、賃借料や営農管理費が地権者、耕作者の収入となり、また農地が適切に管理されるため、耕作放棄地対策として有効です。一方で、設置後20年間経過でパネルを撤去して所有者に返還することが基本であることから、その後の対応をどうしていくか、その検討が課題となります。

農業者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加は当市でも懸念されるところ

ろであり、今後の対策を考えていくために有意義な研修となりました。

以上、産業建設常任委員会の所管事務調査の委員長報告といたします。